

産後ケア

本巢市 産後のお母さんをサポートします



赤ちゃんとの生活に慣れるまでは、それまでの緊張や疲れが出てくる時期です。体調や育児に不安があるお母さんも安心して子育てができるよう、心身のケアや育児サポートが受けられる事業を行っています。

産後ケアを必要とするすべてのお母さんが対象の事業です。

利用について迷っている場合はご相談ください。



産後ケアに伴い収集した情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき守られます。

| | |
|--------|---|
| 利用できる人 | 市内に住所がある出産後1年までのお母さんと赤ちゃんで、産後ケアを利用したい人。 ※市外・県外での産後ケアも対象になります。 ※病気など専門的な医療が必要な人は、ご利用できません。 |
| 利用例 | ○授乳のことを相談したい（乳房ケア、授乳量など） ○沐浴や授乳などの育児手技についての支援 ○お母さんの体調や育児に不安がある ○ご家族などからの援助が受けられない など |

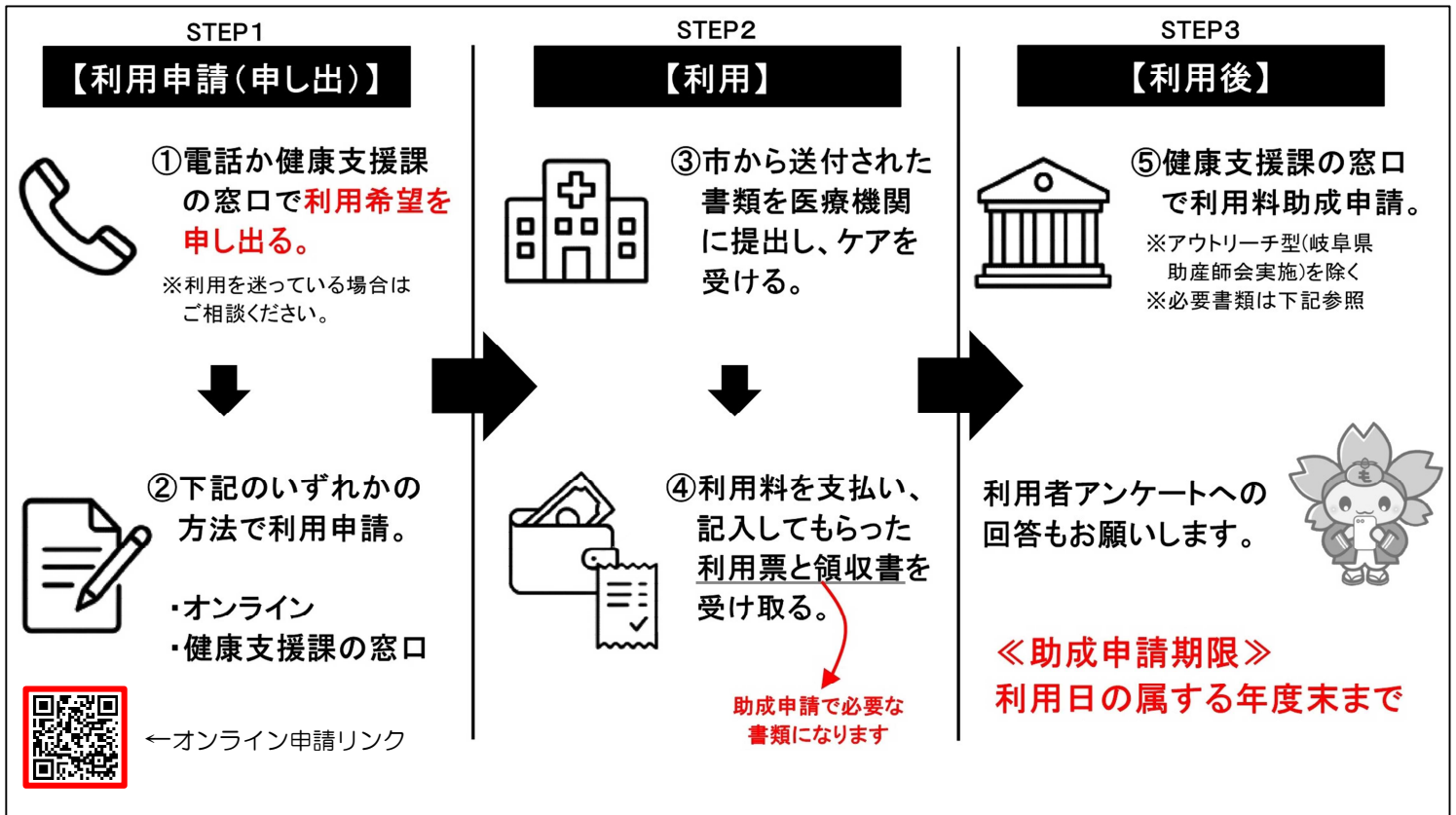
産後ケアの種類

| 種類 | 助成限度回数 | 実施機関 | 自己負担金 |
|-------------------|--------|----------------------------|--|
| 宿泊型 | 6泊まで | 産後ケアを実施している機関 | 費用の1割 |
| デイサービス型 (日帰り) | 5回まで | ※産院等で実施していない場合は ご相談ください | ※医療機関へ費用の全額を一旦、 自身で支払い、市へ助成申請すると9割が助成されます |
| アウトリーチ型 (居宅訪問) | 5回まで | 岐阜県助産師会 | 1,000円 (1回当たり) |

- 準備する日用品は、実施機関にご確認ください。その他実費負担が生じる場合があります。
- 生活保護法の規定に基づく被保護世帯または当該年度分（当該年度分の市民税が確定していない場合は、前年度分）の市民税非課税世帯に該当する人は、費用の全額を市が助成します。
産後ケア利用前にご連絡ください。

裏面もお読みください

利用申請から助成申請までの流れ



【利用申請でよくある質問】

Q：本日急遽、産後ケアを利用したい場合どうしたらよいか。

A：**まずは、健康支援課に電話連絡**をしてください。その際に必要事項を確認します。
また、連絡後は当日中に必ずオンラインで利用申請を行ってください。

Q：閉庁日（土日祝日や年末年始）に利用申請はできるか。

A：閉庁日に利用申請の受付は行っていません。開庁日に前もって利用申請を行ってください。

【利用料助成申請に必要な書類】

| 共通 | 該当者のみ |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 助成申請書 <input type="checkbox"/> 本巣市産後ケア事業利用票 <input type="checkbox"/> 領収書（原本） <small>※産後ケア利用に対するもの</small> <input type="checkbox"/> 申請者本人名義の口座番号が分かるもの | 【生活保護受給世帯】 <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書類 【市民税非課税世帯】 <input type="checkbox"/> 市民税非課税証明書 |

各種申請書
ダウンロード



申請窓口・問い合わせ先

本巣市役所 健康福祉部 健康支援課

〒501-0491 本巣市早野 255 番地（窓口受付時間 9：00～16：30）

電話番号 058-320-0153（8：30～17：15） ※土日祝日・閉庁日を除く